

現利用者への対応について

現在の障害福祉サービス受給者の方については、サービスを引き続き利用するためには平成18年10月1日付けで新たに支給決定を受ける必要があります。千葉市が介護給付に係る支給決定をした方に対しては、障害程度区分の調査を基に、審査会での判定を行うとともに、10月以降のサービス利用意向のアンケートを行っているところです。しかし、医師意見書が揃わないなどの理由から、9月中に一部の方の障害程度区分の判定を完了できない可能性があり、障害程度区分の認定結果通知も送付しておらず、利用者の方からの利用意向調査も行えない状況にあります。

本来であれば、9月中に、全ての方について障害程度区分の認定を終え、サービスの利用意向調査を改めて行い支給決定を行わなければならないところですが、この時期に利用者の方にお越しいただいて改めてサービス利用申請を行っていただくことによる利用者の方への負担や、9月中に利用者の方全員に支給決定を行う時間的余裕のないことを考慮し、サービス利用が途切れることのないよう次により対応する予定です。

- 1 介護給付を利用しており、障害程度区分の認定が9月中に終了しなかった方については、一定の期間、経過的に「みなし障害程度区分」を認定して支給決定を行います。その後、障害程度区分の認定が終了した方から本来の支給決定を行います。

障害程度区分の認定が9月で終了した方及びみなし障害程度区分を認定した方の支給決定については、下記のとおり行います。

- (1) 現在、千葉市が支給決定している障害福祉サービスが、10月1日以降も障害福祉サービスとして位置づけられているサービスの場合は、現在決定しているサービスの種類及び支給量を引き続き経過的に支給決定しますが、利用者の方からできるだけ速やかにサービスの利用意向を聴取し、改めて支給決定を行います。

- (2) (1) のサービス利用意向の聴取に際し利用者が求める支給量について、審査会に意見を求める必要があると判断した場合は、審査会に意見を求めた上で支給決定を行います。

- 2 現在千葉市が支給決定している障害福祉サービスが、10月1日以降、地域生活支援給付のサービスに移行する方については、当該サービスの利用申請があったものとみなし、現在の支給量を引き続き経過的に決定します。